

# 日光聖苑利用のご案内

## 1 聖苑の手続き

- (1) 聖苑を利用する際は、死亡届提出時(利用日前日までの午前8時30分～午後5時15分の間)に市役所市民課、各行政センター・地区センター・出張所、市民サービスセンターの窓口でご予約下さい。
- (2) 火葬(改葬)当日に持参するもの
  - ① 斎場使用許可申請書・埋火葬許可書  
※火葬予約時間の1時間前までに聖苑事務所に提出してください。  
(代理の方が提出されても結構です。)
  - ② 骨壺
  - ③ 斎場使用料 ※釣銭のないようご協力をお願いします。
- (3) 聖苑の休業日等について
  - ① 聖苑の休業日は1月1日、1月2日です。
  - ② 友引の日は、火葬及び告別式は行いません。
  - ③ 使用時間は午前9時から午後5時までとなります。  
(ただし、通夜により使用する場合は午後9時までとなります。)

## 2 火葬にあたっての注意

- (1) 火葬予約時間は厳守してください。
- (2) 棺の中に入れたドライアイス、保冷剤、化学防臭剤等は出棺前に必ず取り除いてください。
- (3) 心臓にペースメーカーを使用している場合は、聖苑職員にお知らせください。
- (4) 適切な遺骨の状態を保つために、棺内に副葬品をお入れになることはご遠慮ください。  
例：ガラス(洋酒・ボトル・ワンカップ等)・瀬戸物類・金属類・プラスチック類・アルミニウム類・石製品・砂類・革製品・スプレー・水分の多いもの・毛布・布団・ご遺体の厚着・書物類・釣竿・杖等。
- (5) ご遺体の尊厳を守るため、火葬時間は1時間15分程度必要になります。
- (6) 棺は大きすぎないようにしてください。  
幅65cm×高さ50cm×長さ200cm 以内
- (7) 遺骨は全てお持ち帰りいただきます。
- (8) 胎児及び死産児の火葬について
  - ① ほとんど遺骨が残りませんので、あらかじめご了承ください。
  - ② 法令により妊娠7箇月以上の死産児は、死産後24時間経過しないと火葬できません。
- (9) 改葬について  
骨をきれいにするため、遺骨を1体ずつダンボールに入れてご持参ください。
- (10) 火葬炉の点火時刻は下記のとおりです。

点火時間	10:00	11:30	13:30	14:30	15:30
------	-------	-------	-------	-------	-------

※ 式場利用の場合は、告別式終了後ただちに火葬を行います。

- (11) 火葬炉室の立入りは、日光聖苑関係者以外は禁止しております。

### 3 聖苑の利用について

- (1) 聖苑内では、職員の指示に従ってご利用ください。
- (2) 駐車場の利用可能台数及び花輪の配置数制限は次のとおりです。  
駐車台数に限りがありますので、ご注意ください。  
駐車台数 大型車2台・中型車6台・普通車85台（障がい者専用2台）  
花輪数 40本
- (3) 聖苑に宿泊することはできません。
- (4) 食事(仕出し料理等)はお取り扱いしておりませんので、利用者側でご用意ください。
- (5) 湯沸し室の利用は自由ですが、備え付けの茶器類を使用した場合は、必ず洗って所定の場所にお戻しください。
- (6) 施設の利用により発生したゴミ類は、必ずお持ち帰りください。
- (7) 霊安室を利用する場合は、事前にご連絡ください。
- (8) 建物内は全面禁煙ですので、喫煙所をご利用ください。

### 4 式場の利用について

- (1) 式場で告別式・通夜を行う場合、聖苑に連絡して利用方法について職員と打ち合わせをしてください。
- (2) 法事だけの利用は出来ません。
- (3) 式場使用の際には、祭壇が仏式、神式、キリスト式等で異なりますので、予約時にお申し出ください。
- (4) 式場には、祭壇、厨子及び焼香台等関係のものは、一通り揃えてあります。 ※祭壇等の持ち込みは出来ません。
- (5) 式の進行、準備、後片付けは利用者側で行ってください。
- (6) 式場には、供え物、生花、盛かご等を飾ることができます。なお、生花を飾る場合には、床にビニール等を敷いてください。また、花輪も駐車場県道側に飾ることができます。
- (7) 式場には、抹香を用意しておりますので線香は使用しないでください。また終了後は必ず抹香を消してください。
- (8) 式場で告別式・通夜を行いその後飲食する場合は待合室での飲食になります。
- (9) 式で使用した手灯等は、利用者がすべてお持ち帰りください。

### 5 通夜について

- (1) 通夜の実施について
  - ① 通夜は、次の日を除き毎日実施することができます。  
12月31日、1月1日、1月2日、友引の前日
  - ② 通夜の会場は式場になります。(1日1件)
- (2) 通夜の申し込み
  - ① 使用当日の午後4時30分までに利用許可書を持参し、聖苑事務室で受付を済ませ使用料を納付してください。
  - ② 霊安室を使用する場合もお申し込みください。
- (3) 利用時間  
式場は午後3時から9時までとなります。待合室は午後4時から9時までとなります。  
(ただし、準備、後片付けの時間を含みますのでご注意ください。)
- (4) 遺体の搬送  
ご遺体の搬送は、利用者が行ってください。

(5) 遺体の安置

通夜終了後、ご遺体は聖苑霊安室に安置または自宅に搬送のいずれかになります。

## 6 待合室の利用について

- (1) 待合室を使用する場合、会場の準備、後片付け、湯茶の接待等は利用者で行ってください。
- (2) テーブルを移動したり、ふすま等を外したりしないでください。
- (3) 待合室への持ち込み品はすべてお持ち帰りください。
- (4) 酒類、飲料水、おつまみ等の利用は、売店がありますのでご利用ください。
- (5) 使用後は掃き掃除を行い、使用前の状態に戻してください。

## 7 施設使用料

区分	種 別		単 位	使 用 料	
				市 民	市民以外
火葬場	死 体	1 2 歳以上	一体	5,000 円	50,000 円
		1 2 歳未満	一体	3,000 円	30,000 円
		生後 1 箇月未満	一体	2,000 円	20,000 円
	死産児		一胎	2,000 円	20,000 円
	改葬遺骨		一体	3,000 円	30,000 円
	手術又は事故等による四肢		一包	2,000 円	20,000 円
	霊安室 (24 時間)		一回	3,130 円	6,260 円
式 場	通夜		一回	20,950 円	41,900 円
	告別式		一回	20,950 円	41,900 円
待合室	和室又は洋室		一室	4,180 円	8,360 円

### 備 考

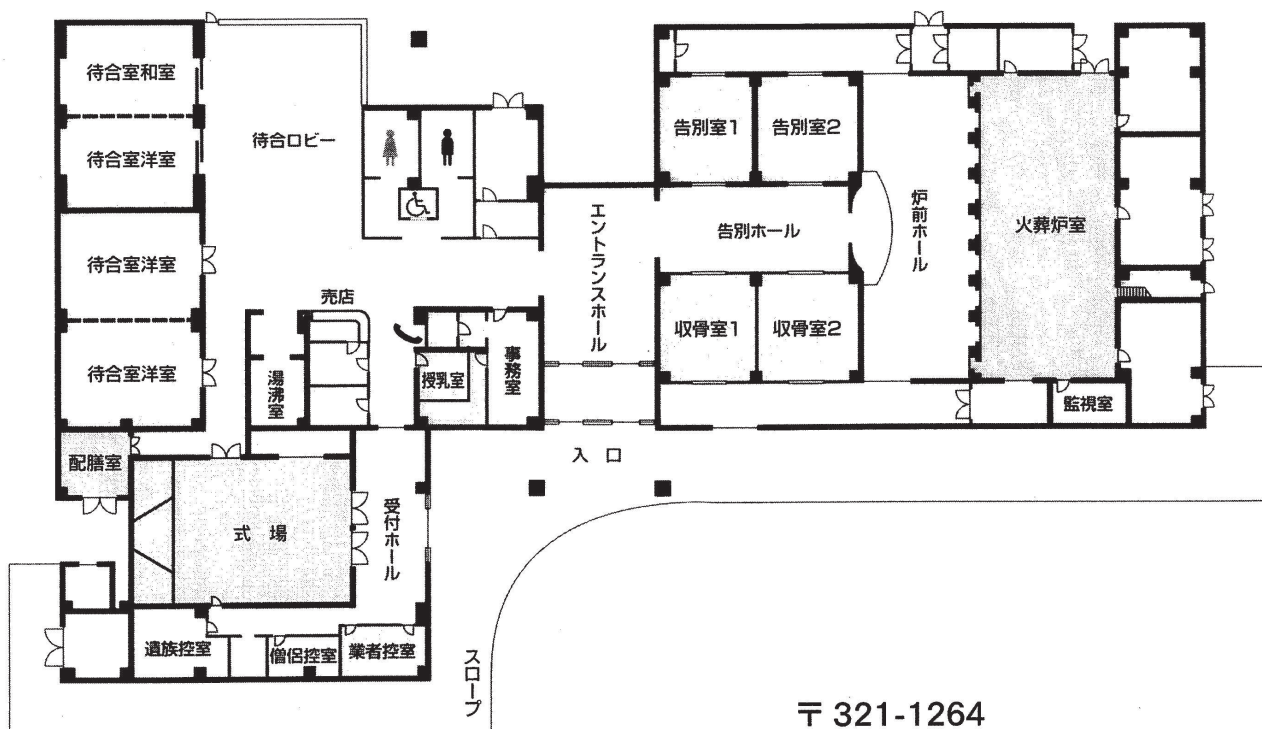
- 1 この表において「市民」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 死体又は霊安室の場合、死亡者が死亡時において、日光市の住民基本台帳に記録されていたもの。
  - (2) 死産児の場合、死産児の父又は母が日光市の住民基本台帳に記録されているもの。
  - (3) 改葬遺骨、手術又は事故等による四肢を火葬する場合、申請者が日光市の住民基本台帳に記録されているもの。
  - (4) 式場、待合室の場合、斎場使用申請書に記載する申請者が日光市の住民基本台帳に記載されているもの。
- 2 この表において「市民以外」とは、1 以外のものをいう。

職員等に対する施主からのお心付けや、お清め等はかたくお断りいたします。

## 日光聖苑へのご案内



## 館内平面図



〒321-1264  
 日光市瀬尾1749番地2  
 TEL 0288-22-0286  
 FAX 0288-22-0090